

開催日時	平成 30 年 8 月 17 日（金） 16:45 ～ 17:30
科目名	知的財産権の未来と属地主義原則との調和－韓国の国際裁判部と外国語裁判の実務を中心に－
講師	韓 相郁（金・張法律事務所弁護士）
内 容	<p>韓国の国会で国際裁判部の設置及び外国語裁判を可能とする法院組織法の改正案が 2017 年末に国会を通過し、今年 6 月から施行される予定となっている。第 4 次産業革命で知的財産権がしっかり役割を果たすには、属地主義原則の修正及び調和が必要であると考えられるところ、そのために重要な役割を果たすべき外国語裁判を中心に、この問題に関する韓国の最新の実務の動向を追う。</p>